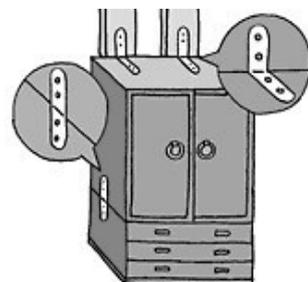


家具転倒防止器具等取付費補助金のご案内

大規模地震の発生時に、迅速な行動が取れない支援の必要な高齢者や障がい者の方が、家具の転倒等によって圧死やケガ等をされること防ぐため、甲賀市では家具転倒防止器具の購入費や取付設置に要する費用に対する補助金を制定しました。



◆対象世帯◆

次のいずれかに当てはまる**市県民税非課税世帯**が対象となります。

- ◇75歳以上の高齢者（後期高齢者）で構成された世帯
 - ◇身体障害者福祉法の規定により障害者手帳の交付を受けている者で構成された世帯
 - ◇児童相談所又は、知的障害者更生相談所から療育手帳の交付を受けている者で構成された世帯
 - ◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で構成された世帯
 - ◇介護保険法の規定により要介護者又は要支援者として認定された者で構成された世帯
- ※上記の世帯に、18歳未満の市県民税非課税者が含まれる場合も対象とします。

◆補助金額◆ 上限 15,000円

◆対象◆

以下の購入費と取付費

- ◇家具の転倒又は落下を防止するために有効な器具
- ◇ガラス飛散を防止するために有効なフィルムなど



<申請・交付の流れについては裏面参照>

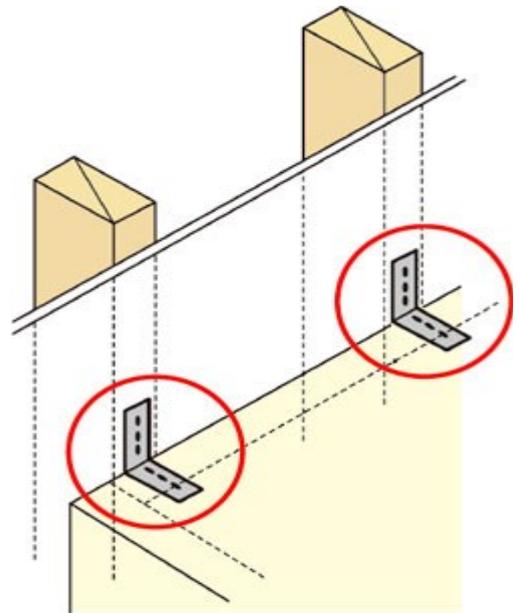
◆申請・交付等の流れ◆

① 補助金交付申請（必要書類提出）

申請者 ⇒ 甲賀市

② 市で審査後、交付決定通知

甲賀市 ⇒ 申請者



③ 器具等の購入・取り付け（または業者取付工事依頼）

◆ご自分で取り付けができない方には、シルバー人材センターや業者等に依頼することもできます。（シルバー人材センターの場合、1時間以内の軽易な作業では、甲賀市長寿福祉課の「高齢者・障がい者安心生活支援事業」が利用できる場合があります。）

④ 取付け完了後、実績報告書等必要書類を提出

（必要書類：実績報告書、領収書の写し（設置委託された場合は請求書でも可）、費用の内訳明細書、取り付け前後の写真、補助金請求書）

申請者（もしくは申請者から委任された取り付け業者） ⇒ 甲賀市

⑤ 内容確認後、指定口座へ補助金の振り込み

甲賀市 ⇒ 申請者（もしくは申請者から委任された取り付け業者）

※購入・施工後の申請は対象となりませんのでご注意ください。